

第 9 条関連の申込フォーム試験データの様式変更について

2010/06/02

1. 微弱電波

微弱電波であることの証明として、試験機関による性能証明または試験データを提出して頂いておりましたが、電気通信事業法の範囲外の事項ですので、微弱電波であることを示す試験データの記載は不要としました。

微弱電波の範囲を超えた電波を発射した場合、電波法違反となりユーザが罰則を受けることとなりますので、申込者が別途、電波関連試験機関による性能証明を得るかまたは申込者が独自に測定して性能を確認して頂く等ご注意ください。

2. 第 2 世代小電力データ通信、Bluetooth、PHS 兼用デジタルコードレス電話

2.1 IEEE802.11(無線 LAN)機器

第 2 世代小電力データ通信の中で普及の進んでいる IEEE802.11(以下無線 LAN という)機器については、一般ユーザが使用する段階でどの機器と組み合わせられて使用するかを特定できないため、通信の相手となる機器を申込範囲に含めることや指定することを要しないこととしました。

親機または子機単体での申し込みの場合、既認定機器を代表とする通信の相手方として申込機器自身の接続性のみ試験を行うこととなります。従来通りの申し込みについても受け付けいたします。

なお、申込範囲内の機器や代表機器以外の機器に対する接続性能については申込者が別途独自に判断頂くこととなります。

2.2 Bluetooth、デジタルコードレス電話・PHS 兼用機

Bluetooth 及びデジタルコードレス電話は「分割認定」の対象としておりましたが、無線 LAN 機器の認証方法を変更し、Bluetooth 及びデジタルコードレス電話・PHS 兼用機も無線 LAN 機器と同様な取扱いとします。ただし、従来どおり、Bluetooth については、Bluetooth ロゴ認証を取得した機器であることの証明を添付して頂くことにより、第 9 条第一項¹の試験を省略できることとします。また、デジタルコードレス電話・PHS 兼用機についても接続性確認結果通知書を以って、第 9 条第一項の試験を省略できることとします。

Bluetooth ロゴ認証を取得した機器であることの証明は、Bluetooth SIG ホームページのコピーで可能とします。従来の Confirmation paper も有効です。

3. その他

・Bluetooth バージョン 3、4 で新たに導入された High-speed 規格の機器は物理層に IEEE802.11 を使用します (拡散・変調方式が FH ではなく、DS または OFDM となります)。そのため Bluetooth の High-speed 規格に該当する機器は Bluetooth 機器の扱いとはならず、第 2 世代小電力データ通信端末の扱いとなります。第 2 世代小電力データ通信端末として申込みください。

・第 9 条関係ではコードレス電話及びデジタルコードレス電話以外の機器について「総務大臣が告示した試験方法²」がありませんので、「総務大臣が告示した試験方法により、測定しました。」の欄は削除し、「総務大臣が告示した試験方法と同等以上の試験方法で測定しましたので、次の資料を別紙として添付します。測定回路、測定方法。」のみとしました。

¹ 端末設備等規則(昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 31 号)

² 試験方法の告示(平成 16 年総務省告示第 99 号)